

世田谷区公報

目次

規 則

- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則(95) …… 2
- 世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則(96) …… 2
- 世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則(97) …… 2
- 世田谷区立区民農園条例施行規則の一部を改正する規則(98) …… 2
- 世田谷区立障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則(99) …… 2
- 世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(100) …… 2

訓 令 甲

- 世田谷区事案決定手続規程の一部改正(41) …… 2

告 示

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(682) …… 2
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(683) …… 2
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示(684) …… 2
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(685) …… 3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示(686) …… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(687) …… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(688) …… 3
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認及び確認の辞退の告示(689) …… 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(690) …… 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示(691) …… 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(692) …… 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定の告示(693) …… 3
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(694) …… 3
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(695) …… 3
- 介護保険法に基づく指定居宅介護

- 支援事業の廃止の届出の告示(696) …… 4
- 地方自治法施行令に基づく新型コロナウイルスワクチン集団接種会場におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示(697) …… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(698) …… 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(699) …… 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(700) …… 4
- 建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示(701) …… 4
- 世田谷区清掃・リサイクル条例に基づく廃棄物処理手数料のうち世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則に規定する廃棄物処理手数料の徴収事務委託の告示(702) …… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(703) …… 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(704) …… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(705) …… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(706) …… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(707) …… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(708) …… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(709) …… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(710) …… 5
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(711) …… 5
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(712) …… 5
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出の告示(713) …… 5
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の告示(714) …… 6
- 地方自治法に基づく令和4年度世田谷区各会計歳入歳出決算の公表(715) …… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(716) …… 6
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(717) …… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(718) …… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(719) …… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(720) …… 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(721) …… 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則

- に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(722) …… 6
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示(723) …… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(724) …… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(725) …… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(726) …… 7
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(727) …… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(728) …… 7
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(729) …… 7
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(730) …… 7
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(731) …… 7
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示(732) …… 7
- 世田谷区道路占用規則に基づく道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費の徴収単価の改正の告示(733) …… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(734) …… 9
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(735) …… 9

公 告

- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(87) …… 9
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(88) …… 9
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(89) …… 9
- 予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施内容の変更の公告(90) …… 9
- 屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告(91) …… 10
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(92) …… 10
- 道路法に基づく違法放置等物件の除去及び保管の公告(93) …… 10
- 公売公告兼見積額公告(94) …… 10
- 地籍調査作業規程準則に基づく筆界案の公告(95) …… 10
- 生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定、指定内容の変更及び指定解除の公告(96) …… 10
- 屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告(97) …… 10

訓 令 甲 (教)

- 幼稚園教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正(18) …… 10

告 示 (農)

- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(11) …… 11

世田谷区公報

規 則

次に掲げる規則を公布する。
令和5年10月31日
世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第95号

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第96号

世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第97号

世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第98号

世田谷区立区民農園条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第99号

世田谷区立障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第100号

世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則（平成3年3月世田谷区規則第7号）の一部を次のように改正する。

第9条の2の次に次の1条を加える。
（危機管理監の設置等）
第9条の3 危機管理部に危機管理監を置く。

2 危機管理監の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 災害対策その他の危機管理の強化に関すること。

(2) 地域防災力の向上に関すること。
第11条第1項の表危機管理部の項を次のように改める。

危機管理部
災害対策課
地域生活安全課
危機管理監

第12条第4項中「又は参事」を「、参事又は危機管理監」に改め、同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 危機管理監は、上司の命を受け、担任の事務を掌理する。

附 則
この規則は、令和5年11月1日から施行する。

世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区災害対策本部条例施行規則（昭和38年12月世田谷区規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「副区長」を「危機管理監、副区長」に改め、同条第2項本文中「危機管理部を担任する副区長」を「危機管理監」に改め、同項ただし書中「、危機管理

部」を「、危機管理監である副本部長にも事故があるときは危機管理部を担任する副区長である副本部長が、危機管理部」に改める。

附 則
この規則は、令和5年11月1日から施行する。

世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則（平成19年3月世田谷区規則第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「副区長」を「危機管理監、副区長」に改め、同条第2項本文中「危機管理部を担任する副区長」を「危機管理監」に改め、同項ただし書中「、危機管理部」を「、危機管理監である副本部長にも事故があるときは危機管理部を担任する副区長である副本部長が、危機管理部」に改める。

附 則
この規則は、令和5年11月1日から施行する。

世田谷区立区民農園条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立区民農園条例施行規則（平成6年1月世田谷区規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

世田谷区立給田三丁目ファミリー農園	東京都世田谷区給田三丁目4番17号
-------------------	-------------------

附 則
この規則は、令和6年3月1日から施行する。

世田谷区立障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立障害者福祉施設条例施行規則（平成20年3月世田谷区規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表世田谷区立世田谷福祉作業所の項の次に次のように加える。

世田谷区立世田谷福祉作業所分場	日曜日及び土曜日
-----------------	----------

附 則
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例（令和5年3月世田谷区条例第11号）第2条の規定の施行期日は、令和6年4月1日とする。

訓 令 甲

◎世田谷区訓令甲第41号

庁 中 一 般

世田谷区事案決定手続規程（昭和54年3月世田谷区訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年10月31日

世田谷区長 保坂展人
第9条第5項の表以外の部分中「又は主管する」を「若しくは主管する」に、「又は課長」を「若しくは課長」に改め、「、参事」の次に「、危機管理監」を加え、同項の表区長及び副区長が決定する事案の項及び部長が決定する事案の項中「、参事」の次に「、危機管理監」を加える。

附 則
この訓令は、令和5年11月1日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第682号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年10月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区豪徳寺一丁目1883番16地先無番
- 3 変更の区域
延長 4.33メートル
幅員 2.65メートル
面積 11.49平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年10月2日

◎世田谷区告示第683号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和5年10月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
21-G002
- 2 一部を廃止する起終点
（旧）世田谷区赤堤二丁目1133番5地先無番から1141番4地先無番まで
（新）世田谷区赤堤二丁目1133番5地先無番から1134番19地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和5年10月2日

◎世田谷区告示第684号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和5年10月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和5年10月2日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
21-G002-01
- 2 指定する起終点
世田谷区区赤堤二丁目1140番5地先無番から1141番4地先無番まで
- 3 用途
区管理道路

◎世田谷区告示第685号
 区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。
 この関係図面は、令和5年10月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和5年10月2日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 番号
21-Z015
- 2 区間
世田谷区豪徳寺一丁目1894番地先無番から1883番18地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和5年10月2日

◎世田谷区告示第686号
 区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。
 この関係図面は、令和5年10月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和5年10月2日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 番号
(1) 21-Z113
(2) 21-Z114
- 2 区間
(1) 世田谷区豪徳寺一丁目1883番18地先無番から1883番17地先無番まで
(2) 世田谷区豪徳寺一丁目1883番7地先無番から1894番地先無番まで
- 3 用途
区管理水路

◎世田谷区告示第687号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和5年10月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和5年10月2日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区豪徳寺一丁目2027番38の内

- 3 変更の区域
延長 7.85メートル
幅員 0.62メートルから0.70メートルまで
面積 5.26平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年10月2日

◎世田谷区告示第688号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和5年10月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和5年10月2日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区深沢四丁目32番12
- 3 変更の区域
延長 23.90メートル
幅員 0.25メートル
面積 5.98平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年10月2日

◎世田谷区告示第689号
 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認及び同法第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。
 令和5年10月2日
 世田谷区長 保坂展人
 別紙省略

◎世田谷区告示第690号
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。
 令和5年10月2日
 世田谷区長 保坂展人
 別紙省略

◎世田谷区告示第691号
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。
 令和5年10月2日
 世田谷区長 保坂展人
 別紙省略

◎世田谷区告示第692号
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の

規定により別紙のとおり告示する。
 令和5年10月2日
 世田谷区長 保坂展人
 別紙省略

◎世田谷区告示第693号
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37の規定により告示する。
 令和5年10月2日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称
株式会社ケアビィ
- 2 主たる事務所の所在地
東京都板橋区徳丸二丁目7番26号シルクハイッ徳丸102号室
- 3 事業所の名称
スタンドアウト世田谷
- 4 事業所の所在地
東京都世田谷区南鳥山六丁目36番10号P L A Z A20 501号室
- 5 事業所番号
1371201060
- 6 事業の種類
障害児相談支援事業
- 7 事業の主たる対象者
障害児
- 8 指定の年月日
令和5年10月1日

◎世田谷区告示第694号
 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。
 令和5年10月3日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
リハぶらざしき
- 2 事業所の所在地
埼玉県志木市本町二丁目5番46号
- 3 事業者の名称
株式会社めいとケア
- 4 廃止届受理年月日
令和5年9月25日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第695号
 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。
 令和5年10月3日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
喜多見だんちデイ
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区喜多見二丁目10

世田谷区公報

<p>番3-103号</p> <p>3 事業者の名称 社会福祉法人大 三島育徳会</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和5年9月26 日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所 介護</p>	<p>世田谷区公共物管理条例施行規則(平成 14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2 項の規定に基づき区管理道路線の区域を次 のように変更し、同規則第6条の2の規定 に基づきその供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和5年10月6日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和5年10月6日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>番20</p> <p>4 道路の幅員 4.00メートル</p> <p>5 道路の延長 31.27メートル</p> <p>6 申請者氏名 三井不動産レジデ ンシャル株式会社 代表取締役 嘉村 徹</p>
<p>◎世田谷区告示第696号</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)第82 条第2項の規定による指定居宅介護支援事 業の廃止の届出があったので、同法第85条 第2号の規定により告示する。</p> <p>令和5年10月4日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 ウェルビーイン グ成城居宅介護 支援事業所</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区 成城二丁目40番 8号ベルクハイ ム成城303</p> <p>3 事業者の名称 株式会社ウェル ビーイング</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和5年9月15 日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p>	<p>◎世田谷区告示第700号</p> <p>世田谷区公共物管理条例施行規則(平成 14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2 項の規定に基づき区管理道路線の区域を次 のように変更し、同規則第6条の2の規定 に基づきその供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和5年10月6日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和5年10月6日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 11-D192-04</p> <p>2 変更の区間 世田谷区代田六丁目1011番32の内</p> <p>3 変更の区域 延長 5.78メートル 幅員 0.68メートルから 0.69メートルまで 面積 3.99平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年10月6日</p>	<p>◎世田谷区告示第702号</p> <p>世田谷区清掃・リサイクル条例(平成11 年12月世田谷区条例第52号)第54条に規定 する廃棄物処理手数料のうち、世田谷区清 掃・リサイクル条例施行規則(平成12年3 月世田谷区規則第39号)第46条第1項及び 第47条第1項の規定による廃棄物処理手 料の徴収の事務について、地方自治法施行 令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の 規定に基づき、次のとおり委託したので告 示する。</p> <p>令和5年10月10日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方 名称 池田晃康 所在地 東京都世田谷区野毛一丁 目3番14号</p> <p>2 委託期間 令和5年8月1日から令和6年3 月31日まで</p>
<p>◎世田谷区告示第697号</p> <p>新型コロナワクチン集団接種会場におけ るリサイクル資源の売払代金の徴収の事務 については、地方自治法施行令(昭和22年 政令第16号)第158条第1項の規定に基づ き、次のとおり委託したので告示する。</p> <p>令和5年10月5日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方 (1) 名称 株式会社江栄 (2) 所在地 東京都世田谷区野毛二丁 目3番8号</p> <p>2 委託期間 令和5年9月21日から令和6年1 月15日まで</p>	<p>◎世田谷区告示第701号</p> <p>建築基準法(昭和25年法律第201号)第42 条第1項第5号の規定による指定道路につ いて、次のとおり指定の取消をした。</p> <p>なお、関係図面は、世田谷区防災街づく り担当部建築安全課において縦覧に供する。</p> <p>令和5年10月10日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定取消番号 第2922号</p> <p>2 指定取消年月日 令和5年10月6日</p> <p>3 指定取消の位置 世田谷区成城七丁 目1240番9の一部、 1240番15の一部、 1240番16、1240番 19の一部及び1240</p>	<p>◎世田谷区告示第703号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 2項の規定に基づき、特別区道路線の供用 を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和5年10月11日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和5年10月11日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 供用開始の区間 世田谷区喜多見七丁目3224番3か ら3227番5まで</p> <p>3 供用開始の区域 延長 29.79メートル 幅員 0.00メートルから 1.00メートルまで 面積 12.34平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年10月11日</p>
<p>◎世田谷区告示第698号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の 規定に基づき、特別区道路線の区域を次 のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和5年10月6日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和5年10月6日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 36-28</p> <p>2 変更の区間 世田谷区下馬六丁目79番42</p> <p>3 変更の区域 延長 28.87メートル 幅員 0.00メートルから 0.25メートルまで 面積 5.75平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年10月6日</p>	<p>◎世田谷区告示第704号</p> <p>世田谷区公共物管理条例施行規則(平成 14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2 項の規定に基づき区管理道路線の区域を次 のように変更し、同規則第6条の2の規定 に基づきその供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和5年10月11日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和5年10月11日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 21-D537-04</p> <p>2 変更の区間 世田谷区代田三丁目460番10の内</p>	<p>◎世田谷区告示第699号</p>

<p>から460番21の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 17.53メートル 幅員 0.07メートルから 0.19メートルまで 面積 2.41平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年10月11日</p>	<p>(2) 世田谷区羽根木二丁目1711番33の内</p> <p>3 変更の区域 (1) 延長 5.39メートル 幅員 0.59メートルから 0.62メートルまで 面積 3.28平方メートル (2) 面積 2.00平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年10月16日</p>	<p>3 変更の区域 延長 18.19メートル 幅員 0.18メートル 面積 3.32平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年10月20日</p>
<p>◎世田谷区告示第705号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和5年10月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年10月11日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区宮坂三丁目2364番5の内</p> <p>3 変更の区域 延長 8.43メートル 幅員 0.18メートルから 0.55メートルまで 面積 3.32平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年10月11日</p>	<p>◎世田谷区告示第708号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和5年10月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年10月18日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区給田四丁目852番9</p> <p>3 変更の区域 延長 9.10メートル 幅員 1.18メートルまで 面積 10.79平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年10月18日</p>	<p>◎世田谷区告示第711号</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。 令和5年10月20日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 在宅支援相談室 桜丘</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区 桜丘四丁目7番17号</p> <p>3 事業者の名称 社会福祉法人東京さくら福祉会</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和5年8月8日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p>
<p>◎世田谷区告示第706号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和5年10月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年10月16日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区駒沢四丁目105番7の内</p> <p>3 変更の区域 延長 3.78メートル 幅員 0.00メートルから 0.20メートルまで 面積 0.76平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年10月16日</p>	<p>◎世田谷区告示第709号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。 この関係図面は、令和5年10月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年10月20日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 54-7</p> <p>2 供用開始の区間 世田谷区若林四丁目272番3から272番4まで</p> <p>3 供用開始の区域 延長 14.61メートル 幅員 1.05メートルから 1.24メートルまで 面積 16.81平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年10月20日</p>	<p>◎世田谷区告示第712号</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。 令和5年10月20日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 在宅支援相談室 桜丘</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区 桜丘四丁目7番17号</p> <p>3 事業者の名称 社会福祉法人すこやか福祉会</p> <p>4 指定年月日 令和5年11月1日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p>
<p>◎世田谷区告示第707号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和5年10月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年10月16日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1</p> <p>2 変更の区間 (1) 世田谷区羽根木二丁目1711番33の内</p>	<p>◎世田谷区告示第710号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和5年10月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年10月20日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区代田一丁目400番2の内</p>	<p>◎世田谷区告示第713号</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。 令和5年10月20日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 グループホーム さくらの家</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区 桜丘四丁目7番17号</p> <p>3 事業者の名称 社会福祉法人東京さくら福祉会</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和5年8月8日</p> <p>5 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護</p>

世田谷区公報

◎世田谷区告示第714号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示する。

令和5年10月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 グループホームさくらの家
2 事業所の所在地 東京都世田谷区桜丘四丁目7番17号
3 事業者の名称 社会福祉法人すこやか福祉会
4 指定年月日 令和5年11月1日
5 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

◎世田谷区告示第715号

令和5年10月20日世田谷区議会において認定された次の決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和5年10月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 令和4年度世田谷区一般会計歳入歳出決算
2 令和4年度世田谷区国民健康保険事業会計歳入歳出決算
3 令和4年度世田谷区後期高齢者医療会計歳入歳出決算
4 令和4年度世田谷区介護保険事業会計歳入歳出決算
5 令和4年度世田谷区学校給食費会計歳入歳出決算
別添省略

◎世田谷区告示第716号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年10月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区桜丘三丁目2697番2の内
3 変更の区域 延長 10.64メートル 幅員 0.74メートルから0.83メートルまで 面積 8.42平方メートル
4 供用開始の期日 令和5年10月23日

◎世田谷区告示第717号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和5年10月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 有限会社石川ケアサービス
2 事業所の所在地 東京都世田谷区上北沢五丁目35番13号
3 事業者の名称 有限会社石川ケアサービス
4 廃止届受理年月日 令和5年10月12日
5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第718号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年10月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 40-1
2 変更の区間 世田谷区船橋一丁目325番23の内
3 変更の区域 延長 11.14メートル 幅員 0.03メートルから0.15メートルまで 面積 1.29平方メートル
4 供用開始の期日 令和5年10月25日

◎世田谷区告示第719号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年10月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 40-4
2 変更の区間 世田谷区喜多見一丁目30番28
3 変更の区域 延長 23.98メートル 幅員 0.25メートル 面積 6.05平方メートル
4 供用開始の期日 令和5年10月25日

◎世田谷区告示第720号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年10月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 41-34
2 変更の区間

世田谷区世田谷三丁目1023番5の内

- 3 変更の区域 延長 10.45メートル 幅員 0.00メートルから0.17メートルまで 面積 3.20平方メートル
4 供用開始の期日 令和5年10月25日

◎世田谷区告示第721号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年10月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 21-G096
2 変更の区間 世田谷区世田谷三丁目1023番5の内
3 変更の区域 延長 8.05メートル 幅員 1.08メートル 面積 8.80平方メートル
4 供用開始の期日 令和5年10月25日

◎世田谷区告示第722号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年10月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 11-G163
2 変更の区間 世田谷区北沢三丁目564番4の内
3 変更の区域 延長 6.74メートル 幅員 0.71メートルから1.00メートルまで 面積 5.48平方メートル
4 供用開始の期日 令和5年10月25日

◎世田谷区告示第723号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年10月25日

世田谷区長 保坂展人

1 都市計画の種類
東京都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域
削除する部分
世田谷区赤堤四丁目、玉堤二丁目、等々力八丁目、尾山台二丁目、上用賀六丁目、千歳台二丁目、喜多見一丁目、宇奈根三丁目、鎌田三丁目、粕谷二丁目、南島山一丁目、成城九丁目、船橋四丁目、岡本二丁目、宇奈根二丁目、中町三丁目、祖師谷六丁目及び上祖師谷六丁目各地内
追加する部分
世田谷区等々力一丁目、等々力四丁目、中町四丁目、瀬田三丁目、千歳台二丁目、船橋四丁目、喜多見七丁目、千歳台五丁目、上祖師谷四丁目、喜多見五丁目、等々力三丁目及び祖師谷五丁目各地内

3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第724号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年10月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年10月27日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区奥沢二丁目395番16

3 変更の区域
延長 7.05メートル
幅員 0.18メートル
面積 1.28平方メートル

4 供用開始の期日
令和5年10月27日

◎世田谷区告示第725号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年10月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年10月30日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
40-1

2 変更の区間
世田谷区成城七丁目1333番6

3 変更の区域
延長 0.21メートル
幅員 1.25メートル
面積 0.26平方メートル

4 供用開始の期日
令和5年10月30日

◎世田谷区告示第726号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の

規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年10月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年10月30日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区桜二丁目576番2から576番6まで

3 変更の区域
延長 10.89メートル
幅員 0.17メートル
面積 1.88平方メートル

4 供用開始の期日
令和5年10月30日

◎世田谷区告示第727号
世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。
令和5年10月30日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第728号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年10月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年10月30日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区桜新町一丁目3番17の内

3 変更の区域
延長 5.86メートル
幅員 0.78メートルから
0.87メートルまで
面積 4.85平方メートル

4 供用開始の期日
令和5年10月30日

◎世田谷区告示第729号
介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。
令和5年10月30日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称
コスモ・ケア・サポート

2 事業所の所在地
東京都世田谷区奥沢四丁目4番7号館野ビル

3 事業者の名称
株式会社コスモ・ケア・サポート

4 廃止届受理年月日
令和5年10月11日

5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第730号
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。
令和5年10月30日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称
ゴールド

2 事業所の所在地
東京都杉並区高井戸東一丁目30番9号

3 事業者の名称
株式会社杉っ子

4 廃止届受理年月日
令和5年10月16日

5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第731号
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。
令和5年10月30日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称
空の花宮前

2 事業所の所在地
東京都杉並区宮前五丁目8番14号

3 事業者の名称
株式会社日本リードケア

4 廃止届受理年月日
令和5年10月18日

5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第732号
車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項の規定により告示する。
この関係図面は、令和5年10月30日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。
令和5年10月30日
世田谷区長 保坂展人

1 路線名
特別区道

2 指定区間
世田谷区弦巻五丁目33番先から世田谷区弦巻五丁目35番先まで

3 指定年月日
令和5年10月30日

◎世田谷区告示第733号
道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費の徴収単価について
令和5年10月31日
世田谷区長 保坂展人
世田谷区道路占用規則（昭和52年10月世田谷区規則第38号）第17条の規定に基づく

世田谷区公報

道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費の徴収単価（令和4年9月30日世田谷区告示第766号）の全部を次のように改正する。

ただし、令和5年10月31日以前に掘削復旧面積又は掘削復旧延長を確認したものについては、なお従前の例による。
附 則

この告示は、令和5年11月1日から施行する。

道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費徴収単価（令和5年11月）

上段＝昼

下段＝夜間

歩車道別	工 種	単位	道路掘削復旧監督事務費 徴収単価 (円)			道路掘削復旧費 徴収単価(円)			
			A	B	C	A	B	C	
車道 1	砂利道	12型	㎡	170	120	同左	3,316	2,476	2,378
				230	170	160	4,527	3,349	3,251
車道 2	アスファルトコンクリート舗装	20型	㎡	1,590	1,190	520	31,800	23,738	10,364
				2,100	1,560	590	42,098	31,124	11,727
車道 3	アスファルトコンクリート舗装	25型	㎡	3,010	2,250	790	60,284	45,000	15,829
				4,080	3,020	890	81,687	60,393	17,793
車道 4	アスファルトコンクリート舗装	40型	㎡	3,870	2,890	1,060	77,433	57,807	21,109
				5,250	3,880	1,210	104,924	77,585	24,131
車道 5	アスファルトコンクリート舗装	55型	㎡	4,850	3,620	1,480	97,025	72,425	29,509
				6,500	4,800	1,680	129,905	96,044	33,622
車道 6	アスファルトコンクリート舗装	60型	㎡	5,620	4,200	1,740	112,473	83,967	34,811
				7,430	5,490	1,920	148,560	109,844	38,367
車道 7	アスファルトコンクリート舗装 (透水性)	20型	㎡	1,970	1,570	480	39,374	31,321	9,515
				2,730	2,140	550	54,551	42,765	11,086
車道 8	アスファルトコンクリート舗装 (透水性)	25型	㎡	2,730	2,170	740	54,671	43,481	14,778
				3,720	2,920	840	74,368	58,310	16,703
車道 9	アスファルトコンクリート舗装 (透水性)	35型	㎡	3,310	2,630	940	66,127	52,598	18,886
				4,500	3,530	1,090	89,987	70,557	21,789
車道 10	インターロッキングブロック舗装		㎡	3,340	2,580	2,280	66,738	51,625	45,700
				4,200	3,210	2,840	84,042	64,240	56,779
車道 11	タイル舗装		㎡	4,040	2,790	同左	80,867	55,717	同左
				5,500	3,680	同左	110,066	73,540	同左
歩道 12	アスファルトコンクリート舗装		㎡	1,030	770	同左	20,596	15,371	同左
				1,370	1,010	同左	27,404	20,269	同左
歩道 13	アスファルトコンクリート舗装 (透水性)		㎡	1,640	1,230	同左	32,869	24,524	同左
				2,200	1,630	同左	44,084	32,607	同左
歩道 14	コンクリート平板舗装		㎡	2,040	1,530	同左	40,887	30,513	同左
				2,580	1,910	同左	51,545	38,116	同左
歩道 15	歩道インターロッキングブロック舗装		㎡	2,030	1,450	同左	40,647	28,942	同左
				2,540	1,800	同左	50,825	35,989	同左
歩道 16	歩道インターロッキングブロック舗装 (透水性)		㎡	2,440	1,750	同左	48,785	35,018	同左
				3,090	2,200	同左	61,713	44,040	同左
歩道 17	歩道インターロッキングブロック舗装 乗入れ部		㎡	3,410	2,470	同左	68,116	49,364	同左
				4,460	3,220	同左	89,291	64,342	同左
歩道 18	歩道タイル舗装		㎡	3,840	2,420	同左	76,901	48,377	同左
				5,180	3,160	同左	103,539	63,146	同左
歩道 19	歩道乗入れ舗装 (セメコン)	30型	㎡	3,170	2,370	同左	63,436	47,356	同左
				4,560	3,370	同左	91,156	67,407	同左
歩道 20	歩道乗入れ舗装 (セメコン)	40型	㎡	3,870	2,890	同左	77,400	57,764	同左
				5,550	4,100	同左	110,913	82,025	同左
歩道 21	歩道乗入れ舗装 (アスコン)	35型	㎡	3,210	2,400	同左	64,178	47,902	同左
				4,360	3,230	同左	87,251	64,516	同左
歩道 22	歩道乗入れ舗装 (アスコン)	50型	㎡	4,630	3,460	同左	92,651	69,164	同左
				6,170	4,560	同左	123,425	91,265	同左
その他 23	街きょ		m	4,790	3,580	2,860	95,880	71,585	57,153
				6,000	4,430	3,420	119,913	88,669	68,465
その他 24	L形側溝		m	3,030	2,260	同左	60,556	45,207	同左
				4,170	3,080	同左	83,345	61,625	同左
その他 25	U形側溝		m	3,030	2,260	同左	60,556	45,207	同左
				4,170	3,080	同左	83,345	61,625	同左
その他 26	歩道止石		m	1,950	1,460	同左	38,989	29,105	同左
				2,740	2,030	同左	54,785	40,516	同左
その他 27	境石		m	1,350	1,010	同左	26,978	20,138	同左
				1,910	1,410	同左	38,193	28,233	同左
その他 28	区画線 幅15cm		m	60	40	同左	1,113	829	同左
				70	50	同左	1,418	1,047	同左
その他 29	舗装切断 厚さ15cm以下		m	110	70	同左	2,289	1,451	同左
				150	90	同左	3,023	1,835	同左
その他 30	舗装切断 厚さ15cmを超え30cm以下		m	280	180	同左	5,598	3,515	同左
				350	210	同左	7,025	4,193	同左
その他 31	公共基準点復旧 2級点 (測量費)		個	21,620	同左	同左	446,982	同左	同左
				21,620	同左	同左	446,982	同左	同左
その他 32	公共基準点復旧 3級点 (測量費)		個	8,160	同左	同左	173,459	同左	同左
				8,160	同左	同左	173,459	同左	同左

1 徴収単価の適用については、掘削復旧面積又は掘削復旧延長に従い、次に定めるところによる。ただし、この徴収単価により難しいものについては

別途算出した単価による。

- A 掘削復旧面積が20㎡までのもの又は掘削復旧延長が20mまでのもの
 - B 掘削復旧面積が20㎡を超え500㎡までのもの又は掘削復旧延長が20mを超え500mまでのもの
 - C 掘削復旧面積が500㎡を超えるもの又は掘削復旧延長が500mを超えるもの
- 2 昼夜連続施工の場合の掘削復旧費及び掘削復旧工事監督事務費の単価は、それぞれ昼間単価に夜間単価を加えた額の2分の1とする。
- 3 本表は令和5年11月1日以後の道路占用工事立会検査から適用する。

◎世田谷区告示第734号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年10月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
30-13
- 2 変更の区間
世田谷区世田谷一丁目248番9の内
- 3 変更の区域
延長 16.28メートル
幅員 0.14メートルから
0.17メートルまで
面積 2.57平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年10月31日

◎世田谷区告示第735号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年10月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-1
- 2 供用開始の区間
世田谷区梅丘一丁目1472番21
- 3 供用開始の区域
延長 27.32メートル
幅員 0.00メートルから
1.81メートルまで
面積 24.47平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年10月31日

公 告

◎世田谷区公告第87号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年10月2日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区上野賀四丁目173番2	東京都港区芝浦四丁目5番4号 トーセイ株式会社

173番3	代表取締役 山口 誠一郎
-------	--------------

◎世田谷区公告第88号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年10月10日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区成城七丁目1240番9 1240番16 1240番19 1240番20	東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 嘉村 徹

◎世田谷区公告第89号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年10月11日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区北島山九丁目1891番2 1891番3	東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 嘉村 徹

◎世田谷区公告第90号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定に基づき実施する新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種について、次のとおり変更したので公告する。

令和5年10月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 予防接種の種類
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種
- 2 予防接種の対象者
世田谷区内に居住する生後6月以上の者
- 3 予防接種を行う期間
令和5年10月11日から令和6年3月31日まで
- 4 予防接種を行う場所

世田谷区内の指定施設及び指定医療機関

- 5 予防接種を行う医師の氏名
前項に規定する指定医療機関において掲示するもの
- 6 使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者
別紙のとおり
- 7 予防接種を受けることが適当でない者
(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者
(2) 明らかな発熱を呈している者
(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
(4) 当該予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
(5) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 8 接種の判断を行うに際して注意を要する者
(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
(2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
(3) 過去にけいれんの既往のある者
(4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
(5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
(6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する場合におけるラテックス過敏症のある者

別紙

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者は、次のとおりとする。

- 1 初回接種（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）（令和3年2月16日付厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知。以下「大臣指示」という。）3(1)に規定する初回接種をいう。）
次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けること

ができる者は、それぞれ対象者（世田谷区内に居住する生後6月以上の者をいう。以下同じ。）のうち同表の右欄に掲げる者（既に令和五年秋開始接種（大臣指示3(2)に規定する令和五年秋開始接種をいう。以下同じ。）を受けたものを除く。）とする。

<p>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。以下「ファイザー（5歳～11歳用）」という。）</p>	<p>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</p>
---	-------------------------------

<p>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であって、ラクストジナメランを含むものに限る。以下「ファイザー12歳以上用）」という。）</p>	<p>12歳以上の者</p>
---	----------------

<p>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。以下「ファイザー（生後6か月～4歳用）」という。）</p>	<p>1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者</p>
--	--------------------------------

2 令和五年秋開始接種
次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者のうち同表の右欄に掲げる者とする。

<p>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、アンデソメランを含むものに限る。）</p>	<p>6歳以上の者</p>
<p>ファイザー（5歳～11歳用）</p>	<p>5歳以上12歳未満の者</p>
<p>ファイザー（12歳以上用）</p>	<p>12歳以上の者</p>
<p>ファイザー（生後6か月～4歳用）</p>	<p>生後6月以上5歳未満の者</p>

◎世田谷区公告第91号
屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているので公告する。
令和5年10月12日
世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区公告第92号
開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和5年10月17日
世田谷区長 保坂展人

<p>1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p>	<p>2 許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>東京都世田谷区玉川台一丁目233番1の一部 233番3 233番4の一部 233番5の一部</p>	<p>東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 株式会社モリモト 代表取締役社長 森本 浩義</p>

◎世田谷区公告第93号
道路法（昭和27年法律第180号）第44条の3第1項及び第2項の規定により、区道上の違法放置等物件を除去し、保管しているので、同条第3項の規定により別紙のとおり公告する。
令和5年10月19日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区公告第94号
公売公告兼見積価額公告
地方税法（昭和25年法律第226号）第331条第6項並びに国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び第99条の規定により、別紙のとおり差押財産の公売に係る事項及び見積価額を公告する。
令和5年10月20日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区公告第95号
地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により、所在不明所有者等がある土地について筆界案を作成したので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該筆界案を閲覧に供する。
令和5年10月23日
世田谷区長 保坂展人

- 土地の所在・地番
 - 所在 世田谷区喜多見六丁目14番12号先
 - 地番 世田谷区喜多見六丁目2635番2
- 筆界案を確認することができる場所及び時間
 - 場所 世田谷区役所二子玉川分庁舎2階（世田谷区玉川一丁目20番1号）
 - 時間 平日午前8時30分から午後5時までの間とする。
- 筆界案を確認することができる者
世田谷区成城5丁目8番23号 富士建商事株式会社
上記の会社の清算人

- 筆界案の作成者
世田谷区
- 意見の申出等
3に掲げる者は、公告の日から20日間、意見を申し出ることができる。その期間を経過しても当該意見の申出がないときは、その者による地籍調査作業規程準則第30条第1項の確認を得ずに筆界の調査を行う。
- 担当部署
道路・交通計画部道路管理課道路台帳
電話番号 03-6432-7931

◎世田谷区公告第96号
生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定による特定生産緑地の指定、世田谷区特定生産緑地指定手続事務取扱要綱（令和3年7月30日3世都計第204号。以下「要綱」という。）第9条第2項の規定による特定生産緑地の指定内容の変更及び法第10条の6第1項の規定による特定生産緑地の指定の解除をしたので、法第10条の2第4項及び生産緑地法施行規則（昭和49年建設省令第11号）第7条の規定、要綱第14条の規定並びに法第10条の6第2項において準用する法第10条の2第4項の規定により、別紙のとおり公告する。
なお、関係図書は、世田谷区都市整備政策部都市計画課において公衆の縦覧に供する。
令和5年10月25日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区公告第97号
屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているので公告する。
令和5年10月26日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

訓令甲(教)

◎世田谷区教育委員会訓令甲第18号
教育委員会事務局
世田谷区立幼稚園
幼稚園教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（平成28年4月世田谷区教育委員会訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。
令和5年10月20日
世田谷区教育委員会
第3条を次のように改める。
（正規の勤務時間の割振り）
第3条 条例第4条第1項又は第2項の規定による職員の正規の勤務時間の割振りは、別表のとおりとする。ただし、世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、職務の遂行上支障がないと認めるときは、職員の正規の勤務時間の割振りを、次条に規定する休憩時間を除き、午前7時30分から午後6時15分までの間

で別に定める時限とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、職務の遂行上必要があると認めるときは、職員の正規の勤務時間の割振りを、次条に規定する休憩時間を除き、午前7時30分から午後9時15分までの間で別に定める時限とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、職員の正規の勤務時間の割振りを、次条に規定する休憩時間を除き、別に定める時限とすることができる。

第4条第1項に次のただし書を加える。
 ただし、教育委員会は、職務の遂行上支障がないと認めるときは、職員の休憩時間を、午前11時から午後2時までの間で別に定める1時間の時限とすることができる。

第4条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、職務の性質等によりこれによることができない職員の休憩時間は、別に定める1時間の時限とする。

第6条中「世田谷区教育委員会（第10条において「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

告 示（農）

◎世田谷区農業委員会告示第11号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき、第3回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和5年10月24日

世田谷区農業委員会会長

穴戸幸男

- 1 開催日時 令和5年10月31日（火）
午後3時00分
- 2 開催場所 区役所第2庁舎第5委員会室
- 3 審議事項
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について